



# 宮 崎 県 公 報

平成25年4月1日(月曜日) 第2475号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

## 目 次

### 告 示

|  |   |
|--|---|
| ○財務規則に基づくかいの指定の一部改正…………… (財政課) 1                       | 頁 |
| ○県の指定金融機関等の名称、取扱店舗及び取扱事務の範囲を定める告示の一部改正…………… ( “ ) 1    |   |
| ○証紙代金収納計器の指定…………… (税務課) 2                              |   |
| ○証紙代金収納計器の指定の取消し…………… ( “ ) 2                          |   |
| ○宮崎県災害対策本部規程の一部を改正する告示 (危機管理課) 2                       |   |
| ○宮崎県大規模災害対策基金条例第 1 条第 2 号の<br>知事が認める大規模災害…………… ( “ ) 4 |   |
| ○指定居宅サービス事業者の指定…………… (長寿介護課) 4                         |   |
| ○指定介護予防サービス事業者の指定…………… ( “ ) 4                         |   |
| ○指定居宅サービス事業の廃止…………… ( “ ) 5                            |   |
| ○指定介護予防サービス事業の廃止…………… ( “ ) 5                          |   |

|  |  |
|--|--|
| ○民有林の保安林の指定…………… (自然環境課) 5                 |  |
| ○保安林の指定実施要件の変更予定の通知 (2 件)<br>…………… ( “ ) 6 |  |
| ○道路の区域の変更…………… (道路保全課) 6                   |  |
| ○指定試験機関の名称の変更について…………… (建築住宅課) 7           |  |
| ○歳入の収納の事務の委託 (2 件) …… ( “ ) 7              |  |

### 公 告

|                                      |  |
|--------------------------------------|--|
| ○特定非営利活動法人の設立の認証の申請…………… (経・調・労務課) 7 |  |
| ○指定試験機関の名称の変更について…………… (市町村課) 7      |  |
| ○宮崎県第 5 種共同漁業権増殖指針の公表…………… (水産政策課) 7 |  |
| ○都市計画の変更図書の写しの縦覧…………… (都市計画課) 10     |  |

### 病院局公営企業告示

|                         |  |
|-------------------------|--|
| ○指定代理納付者の指定について…………… 10 |  |
|-------------------------|--|

### 人事委員会規則

|  |  |
|--|--|
| ○公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一<br>部を改正する規則…………… 10 |  |
|--|--|

## 告 示

### 宮崎県告示第 212号

財務規則に基づくかいの指定 (昭和39年宮崎県告示第 214号) の一部を次のように改正し、公表の日から施行する。

平成25年4月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前   | 改正後  |
|---|--|
| 宮崎県財務規則 (昭和39年宮崎県規則第 2 号) 第 2 条第 1 号に規定するかいを次のように指定する。<br>(1)~(63) [略]<br>(64) 削除<br>(65) 東九州自動車道用地事務所<br>(66)~(76) [略] | 宮崎県財務規則 (昭和39年宮崎県規則第 2 号) 第 2 条第 1 号に規定するかいを次のように指定する。<br>(1)~(63) [略]<br>(64)及び(65) 削除<br>(66)~(76) [略] |

### 宮崎県告示第 213号

県の指定金融機関等の名称、取扱店舗及び取扱事務の範囲を定める告示 (平成16年宮崎県告示第21号) の一部を次のように改正し、この告示は公表の日から適用する。

平成25年4月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前  | 改正後        |         |         |     |  |  |          |     |  |      |   |   |   |    |      |         |     |  |  |          |     |  |
|--|------------|---------|---------|-----|--|--|----------|-----|--|------|---|---|---|----|------|---------|-----|--|--|----------|-----|--|
| 3 収納代理金融機関   | 3 収納代理金融機関 |         |         |     |  |  |          |     |  |      |   |   |   |    |      |         |     |  |  |          |     |  |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>取扱店舗</th> <th>取扱事務の範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>延岡漁業協同組合</td><td>[略]</td><td></td></tr> <tr><td>延岡市漁</td><td>同</td><td>同</td></tr> </tbody> </table> | 名称         | 取扱店舗    | 取扱事務の範囲 | [略] |  |  | 延岡漁業協同組合 | [略] |  | 延岡市漁 | 同 | 同 | <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>取扱店舗</th> <th>取扱事務の範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>延岡漁業協同組合</td><td>[略]</td><td></td></tr> </tbody> </table> | 名称 | 取扱店舗 | 取扱事務の範囲 | [略] |  |  | 延岡漁業協同組合 | [略] |  |
| 名称   | 取扱店舗       | 取扱事務の範囲 |         |     |  |  |          |     |  |      |   |   |   |    |      |         |     |  |  |          |     |  |
| [略]  |            |         |         |     |  |  |          |     |  |      |   |   |   |    |      |         |     |  |  |          |     |  |
| 延岡漁業協同組合   | [略]        |         |         |     |  |  |          |     |  |      |   |   |   |    |      |         |     |  |  |          |     |  |
| 延岡市漁   | 同          | 同       |         |     |  |  |          |     |  |      |   |   |   |    |      |         |     |  |  |          |     |  |
| 名称   | 取扱店舗       | 取扱事務の範囲 |         |     |  |  |          |     |  |      |   |   |   |    |      |         |     |  |  |          |     |  |
| [略]  |            |         |         |     |  |  |          |     |  |      |   |   |   |    |      |         |     |  |  |          |     |  |
| 延岡漁業協同組合   | [略]        |         |         |     |  |  |          |     |  |      |   |   |   |    |      |         |     |  |  |          |     |  |

|            |  |   |   |   |
|------------|--|---|---|---|
| 業協同組合      |  |   |   |   |
| 庵川漁業協同組合   | [略]  |   |   | 庵川漁業協同組合  |
| 門川漁業協同組合   | 同  |   | 同 |   |
| [略]        |  |   |   | [略]   |
| 南郷漁業協同組合   | [略]  |   |   | 南郷漁業協同組合  |
| 栄松漁業協同組合   | 同  |   | 同 |   |
| [略]        |  |   |   | [略]   |
| 株式会社ゆうちょ銀行 | 九州内（沖縄県を除く。）で業務を営むすべての店舗及び株式会社ゆうちょ銀行が銀行代理業に係る業務の委託契約を締結した郵便局株式会社の営業所（郵便局株式会社が業務を再委託した者の施設を含む。（以下「郵便局」という。））。ただし、 <u>県民税利子割の特別徴収に係る窓口収納</u> については、日本国内で業務を営むすべての店舗及び郵便局 | 県の公金の収納事務（県税及び地方法人特別税に係る徴収金並びに宮崎県母子寡婦福祉資金特別会計に係る貸付金の償還金の収納並びに <u>県営住宅家賃及び県営住宅駐車場使用料の自動払込みの方法による収納に限る。</u> ） |   | 株式会社ゆうちょ銀行  |
|            |  |   |   | 九州内（沖縄県を除く。）で業務を営む <u>全ての</u> 店舗及び株式会社ゆうちょ銀行が銀行代理業に係る業務の委託契約を締結した <u>日本郵便株式会社</u> の営業所（ <u>日本郵便株式会社</u> が業務を再委託した者の施設を含む。（以下「郵便局」という。））。ただし、 <u>株式会社ゆうちょ銀行の公金指定様式振替払込書による収納</u> については、日本国内で業務を営む <u>全ての</u> 店舗及び郵便局 |

宮崎県告示第 214号

宮崎県税条例（昭和29年宮崎県条例第19号）第54条第1項及び第62条の2第3項の規定により、証紙代金収納計器を次のとおり指定する。

平成25年4月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

| 収納計器の名称      | 型 式       | 記号番号                               | 指定年月日     |
|--------------|-----------|------------------------------------|-----------|
| 証紙代金収納計器システム | S H-2010型 | 5050095/00<br>49A B 00103<br>(宮01) | 平成25年4月1日 |

宮崎県告示第 215号

次の証紙代金収納計器の指定を取り消す。

平成25年4月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

| 収納計器の名称      | 型 式              | 記号番号                 | 取消年月日     |
|--------------|------------------|----------------------|-----------|
| ハスラー証紙代金収納計器 | S 337/F 3<br>25型 | No.395223 P<br>(宮01) | 平成25年4月1日 |

宮崎県災害対策本部規程の一部を改正する告示をここに公表する。

平成25年4月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県告示第 216号

宮崎県災害対策本部規程の一部を改正する告示

宮崎県災害対策本部規程（昭和38年宮崎県告示第 381号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前                        | 改正後                        |
|----------------------------|----------------------------|
| (本体会議)<br>第8条 [略]<br>2 [略] | (本体会議)<br>第8条 [略]<br>2 [略] |

3 本部会議は、必要のつど本部長が招集する。

4 本部長は、本部会議の議長となる。

別表第 1 (第 5 条関係)

| 部及び室      | 班                                       |
|-----------|---|
| [略]       |   |
| 総合政策対策室   | [略]<br>中山間・地域政策班<br>[略]                 |
| [略]       |   |
| 商工観光労働対策室 | [略]<br>工業支援班<br>商業支援班<br>[略]<br>観光交流推進班 |
| 農政水産対策室   | [略]<br>畜産・口蹄疫復興対策班                      |
| [略]       |   |

別表第 2 (第 5 条関係)

|             |              |
|-------------|--------------|
| [略]         |              |
| 総合対策部副部長    | 危機管理局次長      |
| [略]         |              |
| 中山間・地域政策班長  | [略]          |
| [略]         |              |
| 工業支援班長      | 工業支援課長       |
| 商業支援班長      | 商業支援課長       |
| [略]         |              |
| 観光交流推進班長    | 観光交流推進局長     |
| [略]         |              |
| 畜産・口蹄疫復興対策班 | 畜産・口蹄疫復興対策局長 |
| [略]         |              |

別表第 3 (第 7 条関係)

宮崎県災害対策本部事務分掌表

| 部室名     | 班名        | 分掌事務    |
|---------|-----------|---------|
| [略]     |           |         |
| 総合対策部   | [略]       |         |
|         | 支援班       | 1～7 [略] |
|         | [略]       |         |
| 総合政策対策室 | [略]       |         |
|         | 中山間・地域政策班 | [略]     |
|         | [略]       |         |
| [略]     |           |         |
| 福祉保健    | 福祉保健      | 1・2 [略] |

3 本部会議は、宮崎県業務継続計画(本庁版BCP)に定める県庁非常時体制への移行及びその解除を決定する。

4 本部会議は、必要の都度本部長が招集し、本部長が議長となる。

別表第 1 (第 5 条関係)

| 部及び室      | 班                                     |
|-----------|---------------------------------------|
| [略]       |                                       |
| 総合政策対策室   | [略]<br>中山間・地域政策班<br>フードビジネス推進班<br>[略] |
| [略]       |                                       |
| 商工観光労働対策室 | [略]<br>産業振興班<br>[略]<br>観光物産・東アジア戦略班   |
| 農政水産対策室   | [略]<br>畜産新生推進班                        |
| [略]       |                                       |

別表第 2 (第 5 条関係)

|               |               |
|---------------|---------------|
| [略]           |               |
| 総合対策部副部長      | 危機管理局長        |
| [略]           |               |
| 中山間・地域政策班長    | [略]           |
| フードビジネス推進班長   | フードビジネス推進課長   |
| [略]           |               |
| 産業振興班長        | 産業振興課長        |
| [略]           |               |
| 観光物産・東アジア戦略班長 | 観光物産・東アジア戦略局長 |
| [略]           |               |
| 畜産新生推進班長      | 畜産新生推進局長      |
| [略]           |               |

別表第 3 (第 7 条関係)

宮崎県災害対策本部事務分掌表

| 部室名     | 班名         | 分掌事務   |
|---------|------------|--|
| [略]     |            |  |
| 総合対策部   | [略]        |  |
|         | 支援班        | 1～7 [略]<br>8 災害救助法(昭和22年法律第118号)に関連する業務に関すること。 |
|         | [略]        |  |
| 総合政策対策室 | [略]        |  |
|         | 中山間・地域政策班  | [略]  |
|         | フードビジネス推進班 | 1 総合対策部及び他班への応援に関すること。                         |
| [略]     |            |  |
| 福祉保健    | 福祉保健       | 1・2 [略]  |

|                   |                     |   |                   |   |   |
|-------------------|---------------------|---|-------------------|---|---|
| 対策室               | 班                   | 3 災害救助法（昭和22年法律第 118号）の適用に関すること。<br>4 災害救助法に関する機関との連携に関すること。<br>5 被災者用生活物資の確保及び調整に関すること。<br>6・7 [略] | 対策室               | 班   | 3・4 [略]   |
| [略]               |                     |   | [略]               |   |   |
| 商工観光<br>労働対策<br>室 | 商工政策<br>班           | 1～4 [略]   | 商工観光<br>労働対策<br>室 | 商工政策<br>班   | 1～4 [略]<br>5 県内事業者（商業関連。ただし、誘致企業を除く。）の災害対策及び被害調査に関すること。 |
|                   | 工業支援<br>班           | 1 県内事業者（工業。ただし、誘致企業を除く。）の災害対策及び被害調査に関すること。  |                   | 産業振興<br>班   | 1 県内事業者（工業及び情報産業関連。ただし、誘致企業を除く。）の災害対策及び被害調査に関すること。      |
|                   | 商業支援<br>班           | 1 県内事業者（商業等。ただし、誘致企業を除く。）の災害対策及び被害調査に関すること。   | [略]               |   |   |
|                   | 観光交流<br>推進班         | 1 [略]   | 観光物産<br>・東アジア戦略班  | 1 [略]<br>2 県内事業者（物産関連。ただし、誘致企業を除く。）の災害対策及び被害調査に関すること。 |   |
| 農政水産<br>対策室       | [略]                 |   | 農政水産<br>対策室       | [略]   |   |
|                   | 畜産・口<br>蹄疫復興<br>対策班 | [略]   |                   | 畜産新生<br>推進班   | [略]   |
| [略]               |                     |   | [略]               |   |   |

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

宮崎県告示第 217号

宮崎県大規模災害対策基金条例（平成25年宮崎県条例第 9 号）第 1 条第 2 号の知事が認める大規模災害は、東日本大震災とする。

平成25年 4 月 1 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県告示第 218号

介護保険法（平成 9 年法律第 123号）第41条第 1 項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の指定をした。

平成25年 4 月 1 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

| 介 護 保<br>険 事 業<br>所 番 号 | 指 定 居 宅 サ ー ビ ス<br>事 業 所 |                    | 指 定 居 宅 サ ー ビ ス<br>事 業 者 |                    | 指 定<br>年 月 日 | サ ー ビ ス の<br>種 類 |
|-------------------------|--------------------------|--------------------|--------------------------|--------------------|--------------|------------------|
|                         | 名 称                      | 所 在 地              | 名 称                      | 主たる事務所の所在地         |              |                  |
| 4570401051              | 訪問介護あい                   | 宮崎県日南市平野624番地1の1   | 介護保険タクシーあい株式会社           | 宮崎県日南市平野624番地1     | 平成25年1月1日    | 訪問介護             |
| 4572001321              | デイサービスあくた新富店             | 宮崎県児湯郡新富町富田2丁目4番地2 | J-TOP合同会社                | 宮崎県児湯郡新富町富田2丁目4番地2 | 平成25年1月7日    | 通所介護             |
| 4570202780              | 短期入所生活介護ひだまりの郷           | 宮崎県都城市志比田町4536番地   | 株式会社ひだまりの郷               | 宮崎県都城市志比田町4536番地   | 平成25年1月14日   | 短期入所生活介護         |
| 4570500829              | デイサービスセンター小林ひまわり荘        | 宮崎県小林市北西方3130番地2   | 株式会社絆                    | 宮崎県小林市北西方3130番地2   | 平成25年1月23日   | 通所介護             |

宮崎県告示第 219号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者の指定をした。

平成25年4月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

| 介護保険事業所番号  | 指定介護予防サービス事業所     |                    | 指定介護予防サービス事業者  |                    | 指定年月日      | サービスの種類      |
|------------|-------------------|--------------------|----------------|--------------------|------------|--------------|
|            | 名称                | 所在地                | 名称             | 主たる事務所の所在地         |            |              |
| 4570401051 | 訪問介護あい            | 宮崎県日南市平野624番地1の1   | 介護保険タクシーあい株式会社 | 宮崎県日南市平野624番地1     | 平成25年1月1日  | 介護予防訪問介護     |
| 4572001321 | デイサービスあくた新富店      | 宮崎県児湯郡新富町富田2丁目4番地2 | J-TOP合同会社      | 宮崎県児湯郡新富町富田2丁目4番地2 | 平成25年1月7日  | 介護予防通所介護     |
| 4570202780 | 短期入所生活介護ひだまりの郷    | 宮崎県都城市志比田町4536番地   | 株式会社ひだまりの郷     | 宮崎県都城市志比田町4536番地   | 平成25年1月14日 | 介護予防短期入所生活介護 |
| 4570500829 | デイサービスセンター小林ひまわり荘 | 宮崎県小林市北西方3130番地2   | 株式会社絆          | 宮崎県小林市北西方3130番地2   | 平成25年1月23日 | 介護予防通所介護     |
| 4570400848 | ヘルパーステーション にじ     | 宮崎県日南市平山2237番地3    | 株式会社 にじ        | 宮崎県日南市平山541番地2     | 平成25年1月28日 | 介護予防訪問介護     |

#### 宮崎県告示第 220号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成25年4月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

| 介護保険事業所番号  | 指定居宅サービス事業 |              | 指定居宅サービス事業者 |              | 廃止年月日      | サービスの種類 |
|------------|------------|--------------|-------------|--------------|------------|---------|
|            | 名称         | 所在地          | 名称          | 主たる事務所の所在地   |            |         |
| 4570500159 | こばやし農業協同組合 | 宮崎県小林市細野1321 | こばやし農業協同組合  | 宮崎県小林市細野1321 | 平成25年1月31日 | 訪問介護    |

#### 宮崎県告示第 221号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成25年4月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

| 介護保険事業所番号  | 指定介護予防サービス事業所 |                    | 指定介護予防サービス事業者 |                   | 廃止年月日      | サービスの種類  |
|------------|---------------|--------------------|---------------|-------------------|------------|----------|
|            | 名称            | 所在地                | 名称            | 主たる事務所の所在地        |            |          |
| 4570500464 | コスモス温泉健康村     | 宮崎県小林市南西方1112番地144 | 有限会社さくら総合産業   | 宮崎県小林市南西方1130番地77 | 平成25年1月31日 | 介護予防通所介護 |
| 4570500159 | こばやし農業協同組合    | 宮崎県小林市細野1321       | こばやし農業協同組合    | 宮崎県小林市細野1321      | 平成25年1月31日 | 介護予防訪問介護 |

#### 宮崎県告示第 222号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成25年4月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 民有林の保安林の所在場所 串間市大字大納字西平15、16、18、20-イ
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字西平15・16・18・20-イ（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに串間市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 223号

森林法（昭和26年法律第 249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年4月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示（国有林及び重要流域（平成12年2月24日農林水産省告示第 283号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。

昭和41年2月8日農林省告示第 134号、昭和42年3月25日農林省告示第 457号、昭和42年5月4日農林省告示第 671号、昭和43年11月13日農林省告示第1802号、昭和46年10月20日農林省告示第 1771号、昭和51年1月19日農林省告示第52号、昭和56年11月12日農林水産省告示第1731号、昭和58年2月16日農林水産省告示第 171号、昭和58年4月30日農林水産省告示第 549号、昭和58年7月8日農林水産省告示第1143号、昭和59年9月14日農林水産省告示第1956号、昭和60年2月9日農林水産省告示第 238号、昭和60年5月2日農林水産省告示第 657号、昭和60年10月19日農林水産省告示第1594号、昭和61年10月24日農林水産省告示第1746号、昭和61年10月24日農林水産省告示第1760号、昭和62年7月11日農林水産省告示第 856号、昭和63年7月28日農林水産省告示第1077号、平成2年4月11日農林水産省告示第 548号、平成2年12月19日農林水産省告示第1608号、平成3年3月5日農林水産省告示第 280号、平成3年3月18日農林水産省告示第 339号、平成3年7月8日農林水産省告示第 930号、平成8年5月8日農林水産省告示第 663号、平成8年5月8日農林水産省告示第 670号、平成8年11月6日農林水産省告示第1740号、平成8年11月6日農林水産省告示第1743号、平成8年11月6日農林水産省告示第1744号、平成8年11月7日農林水産省告示第1746号、平成9年5月7日農林水産省告示第 738号、平成9年5月7日農林水産省告示第 743号、平成9年5月20日農林水産省告示第 836号、平成10年4月21日農林水産省告示第 682号、平成10年7月31日農林水産省告示第1124号、平成10年9月17日農林水産省告示第1473号、平成11年3月9日農林水産省告示第 414号、平成11年3月9日農林水産省告示第 415号、平成11年3月9日農林水産省告示第 433号、平成11年11月2日農林水産省告示第1470号、平成12年2月15日農林水産省告示第 215号、平成12年6月7日農林水産省告示第 790号、平成13年7月26日農林水産省告示第 921号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東白杵農林振興局並びに延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 224号

森林法（昭和26年法律第 249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年4月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示（重要流域（平成12年2月24日農林水産省告示第 283号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。

昭和42年6月22日農林省告示第 909号、昭和44年10月21日農林省告示第1568号、昭和46年10月20日農林省告示第1771号、昭和53年3月13日農林省告示第 224号、昭和58年7月8日農林水産省告示第1143号、昭和58年12月23日農林水産省告示第2648号、昭和59年7月21日農林水産省告示第1458号、昭和60年6月13日農林水産省告示第 864号、昭和60年7月29日農林水産省告示第1152号、昭和61年3月25日農林水産省告示第 450号、昭和62年8月26日農林水産省告示第1189号、昭和63年7月28日農林水産省告示第1077号、昭和63年8月29日農林水産省告示第1297号、平成2年7月21日農林水産省告示第 952号、平成3年6月12日農林水産省告示第 828号、平成4年12月17日農林水産省告示第1301号、平成4年12月17日農林水産省告示第1302号、平成8年5月7日農林水産省告示第 654号、平成8年5月24日農林水産省告示第 825号、平成8年11月6日農林水産省告示第1740号、平成8年11月7日農林水産省告示第1747号、平成10年4月21日農林水産省告示第 684号、平成10年11月19日農林水産省告示第1773号、平成11年11月2日農林水産省告示第1473号、平成12年1月6日農林水産省告示第15号、平成12年1月13日農林水産省告示第35号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び北諸県農林振興局並びに都城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 225号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成25年4月1日から平成25年4月15日まで宮崎県国土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年4月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

| 路線番号 | 道路の種類 | 路線名         | 区 間  | 新旧の別 | 敷地の幅員 (メートル)  | 延 長 (メートル) |
|------|-------|-------------|--|------|---------------|------------|
|      | 国道    | 国道 2<br>19号 | 児湯郡西米<br>良村大字板<br>谷字木之口<br>386番16地<br>先から同郡<br>同村同大字 | 旧    | 6.4 ~<br>46.4 | 1671.0     |
|      |       |             |  |      | 9.4 ~<br>44.0 | 1010.2     |
|      |       |             | 同字 368番<br>1 地先まで                                    | 新    | 9.4 ~<br>44.0 | 1010.2     |

## 宮崎県告示第 226号

宅地建物取引業法 (昭和27年法律第 176号) 第16条の5第2項の規定により、指定試験機関から次のとおり変更の届出があった。

平成25年 4 月 1 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 届出者の名称  
財団法人不動産適正取引推進機構
- 変更後の届出者の名称  
一般財団法人不動産適正取引推進機構
- 変更しようとする年月日  
平成25年 4 月 1 日

## 宮崎県告示第 227号

地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第 158条第 1 項の規定により、歳入の収納の事務を次のとおり委託した。

平成25年 4 月 1 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

| 委託した収納事務   | 委 託 先      | 委 託 期 間                           |
|--|------------|-----------------------------------|
| 宮崎県日向土木事務所、延岡土木事務所及び西臼杵支庁管内の県営住宅に係る住宅使用料及び駐車場使用料 | 延岡日向宅建協同組合 | 平成25年 4 月 1 日から<br>平成28年 3 月31日まで |

## 宮崎県告示第 228号

地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第 158条第 1 項の規定により、歳入の収納の事務を次のとおり委託した。

平成25年 4 月 1 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

| 委託した収納事務                             | 委 託 先        | 委 託 期 間                           |
|--------------------------------------|--------------|-----------------------------------|
| 宮崎県営住宅を明け渡した者が滞納している住宅使用料、駐車場使用料及び目的 | ニッテレ債権回収株式会社 | 平成25年 4 月 1 日から<br>平成26年 3 月31日まで |

|          |  |  |
|----------|--|--|
| 外使用許可使用料 |  |  |
|----------|--|--|

## 公 告

特定非営利活動促進法 (平成10年法律第 7 号) 第10条第 1 項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

平成25年 4 月 1 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

| 申請年月日                  | 名 称                              | 代表者の氏名 | 主たる事務所の所在地                     | 定款に記載された目的  |
|------------------------|----------------------------------|--------|--------------------------------|---|
| 平成<br>25年<br>3月<br>11日 | 特定非営利<br>活動法人輪<br>プロジェクト<br>みやざき | 奥口 一人  | 宮崎県西<br>都市小野<br>崎 1 丁目<br>61番地 | この法人は、主に宮崎県民に対して、経済活動の活性化に寄与する各種のイベント事業や日常生活における自転車利用の促進に関する調査、研究、啓発、提言等を行い、もって経済活性化や地域の交通マナーの向上、地域の交通の機能の向上とともに、ひとにやさしいまちづくりに寄与することを目的とする。 |

行政書士法 (昭和26年法律第 4 号) 第 4 条の 4 第 2 項の規定により、指定試験機関から次のとおり変更の届出があった。

平成25年 4 月 1 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 届出者の名称  
財団法人行政書士試験研究センター
- 変更後の届出者の名称  
一般財団法人行政書士試験研究センター
- 変更しようとする年月日  
平成25年 4 月 1 日

漁業法 (昭和24年法律第 267号) 第 6 条第 5 項第 5 号に規定する第 5 種共同漁業を内容とする漁業権 (以下「第 5 種共同漁業権」という。) について、同法第10条の規定による免許の可否の基準等を明らかにするため宮崎県第 5 種共同漁業権増殖指針を定めたので、次のとおり公表する。

平成25年 4 月 1 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

## 第 1 趣旨

平成25年9月に予定されている漁業権の一斉切替えに際して、漁業法第 127条の規定により第 5 種共同漁業の免許を受けた者（以下「漁業権者」という。）が行うべき水産動植物（以下「対象魚種」という。）の増殖に関して、対象魚種ごとの増殖方法、増殖規模等を定める。

## 第 2 基本的な考え方

この指針に定める増殖規模は、漁業権者が行うべき必要最低限の規模（以下「必要最低増殖規模」という。）であり、漁業権者は、定められた規模以上の増殖を行わなければならない。

## 第 3 対象魚種及び増殖の方法

増殖すべき対象魚種は、各々の第 5 種共同漁業権の免許内容のとおりとし、増殖の方法は、原則として稚魚放流とする。ただし、内水面漁場管理委員会の定めるところにより、国又は県が有効な増殖手法として示した産卵床造成等に替えることができる。

## 第 4 増殖規模

必要最低増殖規模は、対象魚種ごとの過去 3 年間の年間平均採捕数量に総増殖実績に占める漁業権者による増殖実績の割合を乗じた規模で次の区分により算出した数量とし、第 5 種共同漁業権ごとの必要最低増殖規模は別表のとおりとする。

- 1 現状において総増殖実績が目標増殖規模を上回っている対象魚種（あゆ、うなぎ、やまめ、にじます、うぐい、わかさぎ）及び放流種苗が河川等から採捕されており、県全体の漁業生産力の維持発展の見地から判断すべき対象魚種（もくずがに）

必要最低増殖規模＝採捕実績（尾数）×（義務・自主増殖実績／総増殖実績）

ただし、平成25年増殖義務数量× 0.8 ≤ 必要最低増殖規模 ≤ 平成25年増殖義務数量× 1.0とする。

- 2 それ以外の対象魚種（こい、ふな、おいかわ）

必要最低増殖規模＝採捕実績（尾数）×（義務・自主増殖実績／総増殖実績）

ただし、平成25年増殖義務数量× 0.8 ≤ 必要最低増殖規模 ≤ 平成25年増殖義務数量× 1.2とする。

## 第 5 免許申請の手続

漁業法第10条の規定により第 5 種共同漁業権の免許を受けようとする者は、この指針を基に第 5 種共同漁業権資源増殖・管理計画（以下「増殖・管理計画」という。）を作成し、共同漁業免許申請書に添付しなければならない。

## 第 6 内水面漁場管理委員会の役割

- 1 内水面漁場管理委員会は、免許後においては、毎年、適正な増殖が行われるよう、この指針及び増殖・管理計画を基に具体的な増殖の内容及び第 3 に規定する増殖方法の変更に関し、内水面漁場管理委員会指示により公示するものとする。この場合において、自然的及び社会経済的条件の変化に十分配慮し、増殖の方法、規模の変更その他具体的な運用・管理についても定めることができるものとする。

- 2 内水面漁場管理委員会は、漁場環境の変化、天然再生産等技術的な調査、専門家の意見、過去の実績、漁業権者の経済的負担能力等を勘案し、必要に応じて知事に対して必要最低増殖規模等の見直しを建議することができるものとする。

## 第 7 その他

この指針は、平成25年4月1日から施行し、平成25年9月に予定されている漁業権の一斉切替えに係る申請手続から適用する。

(別表)

| 漁場番号   | 河川名      | 魚種ごとの放流稚魚のサイズ(体重又は甲幅)及び数量 |                   |                       |                   |                     |                     |                      |                    |             |                           |             |
|--------|----------|---------------------------|-------------------|-----------------------|-------------------|---------------------|---------------------|----------------------|--------------------|-------------|---------------------------|-------------|
|        |          | あゆ<br>3~10g<br>(kg)       | こい<br>5g以上<br>(尾) | うなぎ<br>10~25g<br>(kg) | ふな<br>5g以上<br>(尾) | おいかわ<br>1g以上<br>(尾) | やまめ<br>5~10g<br>(尾) | にじます<br>15g以上<br>(尾) | うぐい<br>5g以上<br>(尾) | 5g以上<br>(尾) | わかさぎ<br>又は<br>5g以上<br>(尾) | 発眼卵<br>(万粒) |
| 内共第1号  | 北川       | 170                       | 3,900             | 18                    | 400               | 1,200               | 2,500               |                      |                    |             |                           | 15          |
| 内共第2号  | 祝子川      | 156                       | 800               | 28                    |                   | 2,000               | 2,000               |                      |                    |             |                           | 15          |
| 内共第3号  | 五ヶ瀬川(河口) | 88                        |                   | 20                    |                   | 1,200               |                     |                      |                    |             |                           | 10          |
| 内共第4号  | 五ヶ瀬川     | 1,108                     |                   | 80                    |                   | 3,000               | 27,200              |                      | 8,000              |             |                           | 50          |
| 内共第5号  | 五十鈴川     | 50                        | 2,000             | 36                    |                   |                     | 1,800               |                      |                    |             |                           | 5           |
| 内共第6号  | 塩見川      |                           | 1,200             | 15                    | 1,200             |                     |                     |                      |                    |             |                           | 4           |
| 内共第7号  | 耳川       | 124                       | 24,000            | 172                   | 1,600             | 1,600               | 15,100              |                      |                    | 1,100       | 330                       | 140         |
| 内共第8号  | 石並川      | 14                        |                   | 16                    |                   |                     | 800                 |                      |                    |             |                           | 20          |
| 内共第9号  | 名貫川      | 12                        |                   | 4                     |                   |                     | 400                 |                      |                    |             |                           | 4           |
| 内共第11号 | 小丸川      | 150                       |                   | 108                   |                   | 19,000              | 12,000              |                      |                    |             |                           | 25          |
| 内共第12号 | 一ツ瀬川     | 226                       |                   | 160                   |                   | 22,800              | 16,000              |                      |                    |             |                           | 25          |
| 内共第13号 | 石崎川      |                           | 7,600             | 20                    | 900               |                     |                     |                      |                    |             |                           | 5           |
| 内共第14号 | 大淀川      | 458                       | 100,200           | 457                   | 3,900             | 17,600              | 8,800               |                      | 24,000             |             |                           | 150         |
| 内共第15号 | 清武川      | 64                        |                   | 40                    |                   |                     |                     |                      |                    |             |                           | 50          |
| 内共第16号 | 加江田川     | 12                        |                   | 10                    |                   |                     |                     |                      |                    |             |                           | 25          |
| 内共第17号 | 川内川      | 30                        | 10,400            | 20                    | 600               | 1,200               | 5,000               |                      |                    |             |                           |             |
| 内共第18号 | 広渡川      | 138                       | 12,000            | 41                    |                   |                     | 2,800               |                      |                    |             |                           | 300         |
| 内共第19号 | 福島川      | 24                        |                   | 32                    |                   |                     | 800                 |                      |                    |             |                           | 8           |
| 内共第20号 | 本城川      | 8                         |                   | 8                     |                   |                     |                     |                      |                    |             |                           | 4           |
| 内共第21号 | 御池       | 8                         | 2,400             | 24                    | 400               | 1,200               |                     |                      |                    | 800         | 240                       |             |

※甲幅4ミリメートル以上の人工種苗を放流する場合は、1kgにつき200尾で換算する

病院局公営企業告示

病院局公営企業告示第 1 号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第 231条の 2 第 6 項の規定により、次のとおり指定代理納付者を指定した。

平成25年 4 月 1 日

宮崎県病院局長 渡 邊 亮 一

- 1 指定代理納付者の指定を受けた者
三菱UFJニコス株式会社 東京都文京区本郷3丁目33番5号
宮銀カード株式会社 宮崎市高千穂通2丁目5番32号
2 指定代理納付者による代理納付を認めた債権
県立宮崎病院、県立延岡病院及び県立日南病院における宮崎県立病院事業の設置等に関する条例 (昭和41年条例第44号) 第 6 条に規定する料金等
3 指定代理納付者による代理納付が行える期間
平成25年 4 月 1 日から平成26年 3 月31日まで

都市計画法 (昭和43年法律第 100号) 第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定により、都市計画の図書の写しが送付されたので、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成25年 4 月 1 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 都市計画を定める者の名称
門川町
2 都市計画の種類及び名称
日向延岡新産業都市計画道路
3・5・29号 庵川西通線
3・5・31号 南町東通線
3 縦覧場所
宮崎県県土整備部都市計画課
宮崎県日向土木事務所

人事委員会規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 4 月 1 日

宮崎県人事委員会委員長 村 社 秀 継

宮崎県人事委員会規則第 9 号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則 (平成14年宮崎県人事委員会規則第11号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定で下線で示すように改正する。

Table with 2 main columns: 改正前 (Before Amendment) and 改正後 (After Amendment). Each column contains a list of organizations under '別表 (第 2 条関係)' (Annex 2). The table details changes to the list of organizations, such as adding '公益財団法人宮崎県環境整備公社' and '一般財団法人宮崎県内水面振興センター' to the list.

|  |  |
|--|--|
| <p>社団法人宮崎県商工会議所連合会<br/> 社団法人宮崎県植物防疫協会<br/> 社団法人宮崎県バイオテクノロジー種苗<br/> 増殖センター<br/> 社団法人宮崎県配合飼料価格安定基金協<br/> 会<br/> 社団法人宮崎県養鶏協会<br/> 社団法人宮崎県シラスウナギ協議会<br/> 〔略〕<br/> 社団法人宮崎県治山林道協会<br/> 社団法人宮崎県産業開発青年協会<br/> 〔略〕<br/> 社団法人宮崎県教職員互助会<br/> 財団法人宮崎県警察職員互助会</p> | <p>二<br/> 一般社団法人宮崎県商工会議所連合会<br/> 一般社団法人宮崎県植物防疫協会<br/> 〔略〕<br/> 社団法人宮崎県治山林道協会<br/> 〔略〕<br/> 一般社団法人宮崎県教職員互助会<br/> 一般財団法人宮崎県警察職員互助会</p> |
|--|--|

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

|  |  |
|--|--|
|  |  |
|--|--|